

Ⅶ 公務公共サービスの営利化（産業化）・市場化をやめ、住民の権利とくらしを守る地方自治体を

1. 住民福祉を増進し、自治体・公務公共関係労働者が健康で安心して働けるように、地方自治体の職員体制を確立すること

- (1) 地方自治体は「住民の福祉の増進を図る」（地方自治法第1条）役割を果たすために、公務公共サービスに必要な職員を配置できるように行財政上の措置を講じること。地方自治体の恒常的な業務は直営で実施することとし、「任期の定めのない常勤職員」が担うようにすること。地方自治体の恒常的な業務には、労働者派遣やシルバー人材センターを導入しないこと。
- (2) 地方自治体の公共施設が公共サービスの提供、住民自治と地域コミュニティ活動の支援、災害時の避難施設など、地域の拠点としての役割が発揮できるように、維持補修や新設への財政支援を拡充するとともに、コストの縮減、施設の集約化や複合化、PPPやPFIなど民間の活用を押し付けないこと。
- (3) 自治体を実施すべき公務公共サービスを民間企業の営利追求の手段に提供する民間委託、民営化、PPP・PFIなどのアウトソーシングは行わないこと。アウトソーシングした業務は自治体の直営に戻すこと。国と国会は、地方自治を蹂躪して職員削減と非正規雇用化、民間委託を強要し、公務公共サービスの低下を招く行革推進法（簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律）を廃止すること。

2. デジタル技術は、住民福祉の増進と自治体職員の労働負担軽減を目的に活用すること

- (1) デジタル化は、国民への行政サービスの充実、基本的人権の擁護、住民福祉の増進を図り、自治体職員が「全体の奉仕者」（憲法第15条2項）の役割を発揮でき、職員の労働負担を軽減することを目的に活用すること。デジタル技術を悪用した公務公共サービスの切り捨て、住民の基本的人権の侵害、自治体職員の削減は行わないこと。
- (2) デジタル技術の導入、活用にあたっては、国民の個人情報保護を保護し、憲法に基づく国民のプライバシー権を侵害しないこと。国民の個人情報は、EUにおける一般データ保護規則（GDPR）に準じて、個人情報の利活用やプロファイリング（人物の個人情報や過去の行動を分析し、今後の行動などを推測すること）を制限するなど、国民の自己情報コントロール権（どんな自己情報が集められているかを知り、不当に使われないようにする権利）を保障すること。
- (3) 地方自治体が定めている個人情報保護条例の保護規制に干渉、規制の撤廃や緩和を強要しないこと。地方自治体が保有する住民の個人情報の取り扱いが自治事務であることから、地方自治の本旨に基づき、各自治体が自主的に取り扱うようにすること。個人情報保護することは自治体の責務として、取り扱いを強化し後退をさせず、個人情報の集約化や流用、外部への提供は行わないこと。
- (4) マイナンバー制度、マイナンバーカードによる個人情報の集約化、流用は行わないこと。

3. 公務公共サービスの営利化（産業化）・市場化をやめ、「公の施設」を充実させること

- (1) 地方自治体は、利用者の権利保障、施設と利用者との長期的な信頼関係の維持、専門性・継続性の確保など、公務公共サービスを維持、充実させることが必要な「公の施設」は、原則として自治体が直営で管理運営し、施設で働く職員は自治体の正規職員とすること。
- (2) 地方自治体は、事業を民間委託する場合にあたって、実施主体としての責務を果たすこと。
- (3) 国は、自治体の窓口業務の地方独立行政法人への委託を、地方自治体におしつけないこと。
- (4) 自治体業務から偽装請負、違法派遣をなくし、公務公共サービスは正規・直雇用を原則とすること。